

令和4年1月28日	
資料提供	
担当課	健康推進課
担当者	池尻・馬場
電話	2655

新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴う宿泊療養施設の利用開始について

現下の新型コロナウイルス感染症患者の急増に対応するため、軽症者や無症状者を対象とした宿泊療養施設を追加確保し、準備が整いましたので、1月31日（月）から利用を開始します。

【施設名】 和歌山市保健所管内

※施設名については、施設側の意向により非公表

【利用開始日】 令和4年1月31日（月）

【宿泊療養の対象とする者】

- （1） 病院で入院している患者のうち、発症後5日～7日経過して無症状・軽症であり、医師が宿泊療養可能と認めた者**
- （2） 感染拡大期にあつては、状況に応じて、無症状・軽症者のうち、直接、宿泊療養が可能な者**

県民の皆様には、感染の拡大が極めて深刻な状況にあることをご認識いただき、しばらくの間は、不要不急の外出を控えていただき、引き続き感染防止にご協力をお願いします。

なお、療養される方やその家族の方等へのプライバシーについては十分に配慮した対応をお願いします。